

令和7年3月31日

北名古屋水道企業団
企業長 服部正樹様

北名古屋水道企業団水道料金審議会

会長 齊藤由里恵

適正な水道料金のあり方について（答申）

令和6年10月16日付け6北水企総第157号にて諮問のありましたことについては、当審議会において慎重に審議した結果、別紙のとおり答申します。

適正な水道料金のありかたについて

答申書

令和7年3月31日

北名古屋水道企業団水道料金審議会

目 次

はじめに	P 1
1. 答申	P 2
2. 料金算定期間	P 3
3. 平均改定率	P 3
4. 基本料金と従量料金の配分率	P 3
5. 料金改定額	P 3
6. 従量料金の逡増度指数	P 4
7. 附帯意見	P 4
8. 料金表	P 5

はじめに

水道は、その地域に暮らす人々の快適な生活や営みを支え育むために不可欠なものであり、インフラとして最も重要なものの一つであることは疑う余地がない。水道の基本理念でもある、「安全・安心な水道」を安定的に供給していくことは、水道事業者に課せられた責務と言える。水道水の安全性を高め、水源から蛇口に至るまで統合的な水質管理を行い、市民町民の生活を守り支えていくことが重要であると考えている。

令和6年元日に発生した能登半島地震では、特に能登半島北部を中心とする地域で水道システム全般に甚大な被害をうけ、それに伴う長期の断水が人々の暮らしに多大な負担をもたらした。

ここ北名古屋市と豊山町においては、2000年の「東海豪雨」以外には目立った災害もなく、現在まで安定的に水道事業を継続してきた。しかし、今後発生することが確実視される南海トラフ巨大地震への対策は水道事業者にとって喫緊の課題と言え、ここ北名古屋水道企業団においても、「持続」可能な事業経営を維持しつつ、計画的に老朽施設の更新を進めていくことが重要であると考えている。

令和6年10月16日に北名古屋水道企業団管理者より「適正な水道料金のあり方について」本審議会に対し諮問書が提出され、同企業団の現状、投資・財政計画の見通しなどに関する資料に基づき、利用者に急激な負担増が生じないよう配慮をしつつ、経営基盤の安定化を図る適正な水道料金について慎重な審議を重ねた。

ここに結論を得たので、次のとおり答申する。

1. 答申

北名古屋水道企業団は、昭和44年に西春日井郡東部水道企業団として上水道事業をスタートさせ今に至る。料金の改定については、平成17年に豊山町にあった名古屋国際空港が常滑沖に移転したこと等に伴い財政状況が悪化したため、平成19年度に12.99%の値上げ改定を行った。消費税の引き上げを除くと、現在に至るまで17年間現行料金を維持してきた。しかし、事業発足から55年が経過し、配水場を始めとする基幹施設の老朽化が進行しており、大規模な漏水事故や巨大地震への対策として、可能な限り早期の施設更新及び施設耐震化が必要と考える。

北名古屋水道企業団では、老朽化が進む配水場施設等更新計画（配水場統合計画）及び管路再整備計画（重要給水施設配水管耐震化計画）を進めており、「北名古屋水道企業団水道事業ビジョン2024～2033」内で策定した「経営戦略」に基づく投資・財政計画では、大幅な工事費の増加を見込んでいる。また、県営水道の料金値上げや、資源価格を始めとした物価高騰などの影響もあり、今後支出は増加していくものと推測される。

一方の料金収入については、節水型機器の普及によるものと考えられるが、対前年度比で有収水量が減少し、料金収入は微減の状況が続いている。給水人口は令和10年度を境に減少に転じると予測されており、料金収入の減少は更に顕著になると推測される。

本審議会は審議を通し、近年の水道を取り巻く環境の変化等により、北名古屋水道企業団の事業経営が今後困難なものになっていくことを確認した。しかし、いかなる状況下であっても、将来にわたり「持続」可能な事業経営を維持し、安全・安心な水を利用者に提供し続けていくことは、水道事業者の責務であることに変わりはない。

よって、事業の合理化や効率化など、一層の経営改善に取り組むことを前提とし、利用者に急激な負担増が生じないよう配慮をしたうえで、次のとおり水道料金を改定するのが妥当であると判断した。

2. 料金算定期間

・令和6年度から令和15年度までの10年間とする。

※通常、料金算定期間は3年から5年とされるが、北名古屋水道企業団では、この先20年間の大規模建設工事を予定しており、事業費は各年度の振り幅が大きく、通常の3年から5年の算定期間では、不明瞭な料金算定となってしまう。よって料金算定期間は令和6年度から15年度までの10年間とした。

3. 平均改定率

・平均改定率は14%程度とする。

※高度経済成長期の大規模投資により建設された施設の更新費用の増加や、全配水量のうち、およそ90%を賄う県営水道の値上げ、及び昨今の物価上昇等により、北名古屋水道企業団の財政状況は大変厳しいものとなっている。今後10年間の投資・財政計画シミュレートを詳細に考察した結果、将来に渡り安定して水道水を供給していくためには、平均改定率14%程度の値上げが必要であると結論付けた。なお、物価上昇については不確実性をはらむものであるため、今審議会においては想定しない。

4. 基本料金と従量料金の配分率

・基本料金30%程度、従量料金70%程度とする。

※施設や管路の維持更新費用、減価償却費、企業債支払利息及び水道メーターやその他料金徴収に関わる費用は、水使用量の多寡に関わらず常に発生するものであるため、これらの費用は原則基本料金とするのが望ましい。原則の考え方に依れば基本料金は83%、従量料金は17%となるが、これでは一般家庭への負担が大幅に増えることになるため、現在の配分率は基本料金27.9%、従量料金72.1%としている。しかし、今後は人口減少等により、有収水量が減少していくことを勘案すると、基本料金の配分率を少しでも上げ、財政基盤を強化するのが望ましい。審議会では、一般家庭の料金に急激な負担増が生じないよう配慮をしたうえで、基本料金30%程度、従量料金70%程度とするのが現実的であると判断した。

5. 料金改定額

・令和8年度4月より、基本料金一律200円値上げ、従量料金一律13円値上げとする。

※基本料金配分率30.2%、従量料金配分率69.8%、平均改定率14.1%とする。
なお、特別栓については配分率算定から除外。

6. 従量料金の逡増度

・逡増度指数を現行の3.57から3.16に引き下げることとする。

※北名古屋水道企業団は、使用水量の増加と共に1m³当たりの単価が段階的に高くなる逡増制を採用している。過去に需要が右肩上がりで増加した時代に、大規模な投資により建設した水道設備の施設能力を超える水需要が発生しないよう、水の使用を一定程度抑制するために行われた制度である。しかし近年は人口減少や節水型器具の普及により水需要は減少傾向にあり、逡増制の考え方は時代に合わなくなってきているため、現在は緩やかな見直しが求められている。今回は従量料金を一律の金額で改定することにより、逡増度を抑制することが適当であると判断した。逡増度指数は、全水量区分のうち1m³あたりの最高単価を最低単価で割った解で逡増度を表す指標だが、改定によりこれを引き下げた。

7. 付帯意見

・料金値上げについては利用者の理解が不可欠であるため、分かり易い資料を作成した上で、十分な周知と説明を要望する。

・今審議会は物価上昇を加味しないシミュレートを採用しており、14.1%の値上げにより令和15年度迄の純利益は目標とする2億円の確保が可能だが、例として物価上昇率2%が恒常的に継続した場合は、令和13年度に純利益2億円を下回る予測となり、再値上げの前倒しリスクとなってくる。経営状況のチェックや収支見通しの考察を毎年実施し、適宜利用者に情報提供していくことを要望する。

8. 料金表

【現行の水道料金表】（1箇月：税抜）

区分	基本料金		区分	従量料金		
	口径	金額		水量区分	金額	
基本料金	13mm	600円	従量料金	①	1～10 m ³	70円
	20mm	1,800円		②	11～30 m ³	130円
	25mm	3,400円		③	31～50 m ³	180円
	30mm	5,400円		④	51～100 m ³	220円
	40mm	9,700円		⑤	101 m ³ ～	250円
	50mm	18,300円		特別栓 1 m ³ ～		340円
	75mm	37,400円				
	100mm	64,000円				
	150mm	147,000円				

【改定後の水道料金表】（1箇月：税抜）

区分	基本料金		区分	従量料金		
	口径	金額		水量区分	金額	
基本料金	13mm	800円	従量料金	①	1～10 m ³	83円
	20mm	2,000円		②	11～30 m ³	143円
	25mm	3,600円		③	31～50 m ³	193円
	30mm	5,600円		④	51～100 m ³	233円
	40mm	9,900円		⑤	101 m ³ ～	263円
	50mm	18,500円		特別栓 1 m ³ ～		353円
	75mm	37,600円				
	100mm	64,200円				
	150mm	147,200円				